

# 明治維新期における神仏分離と地域神社

Research Notes

櫻井治男

## 1. 戦後の神社研究の動向

戦後の神社研究の傾向を概観すると、従前の歴史的研究が深化される一方で、その対象やアプローチの方法においてかなりの広がりが見られる。いま試みにまとめてみると次の四点として指摘できるのではなからうか。

- ① 研究対象としての神社の時間的広がり
- ② 研究対象としての神社の空間的な広がり
- ③ 研究対象としての神社の性格的広がり
- ④ 新たな研究視角とアプローチによる広がり

①の特徴は、いわゆる「古社」とされた特定の神社から、近代創建の神社へと関心が拡大され、創建の経緯や事情・意図などについて日本近代の社会的・政治的諸情勢との関連において分析が行われるようになってきた。また、そこには国内外の都市整備計画との問題とからめた議論も展開されるようになってきた。

②は、国内において北海道及び南島地域の神社、また国外では「海外神社」として、例えばハワイにおける日本人の移住や日本の植民地政策

の問題と連動する朝鮮・台湾・樺太・千島・北方領土・満州・南洋地域など空間的な広がりをもっている。これは①とも関連するが、いわば国策的なかわりを持つ神社をはじめ居留地域での神社奉斎の様相などが、資料発掘とともに進められてきている。

③については、④の研究視点や研究の方法ともかわるが、地域神社や特有の機能にかかる神社へと対象が広げられ、奉斎主旨・経緯を分布論的な観点から把握するような試みや、祭神については「義人」とか歴史上の著名な人物をまつる神社、祭祀形態についてはその構造的な研究など、信仰・崇敬主体についていわゆる朝廷・武門・武将などの権勢からの尊崇のあり方中心から一般の人々の信仰のあり方との関係を問う内容、そして制度面では近代の神社制度とのかかわりへと目が向けられるようになった。

そして、④は研究対象を広げる上でも影響を及ぼした諸学領域からのアプローチで、考古学や民俗学はもとより、社会学・宗教学・文化人類学・建築学・環境学等からの照射が研究内容を豊富にできたことがあげられよう。

こうした研究の進展にかかわる事柄として、社務日誌・神職日記・行

政資料・地方資料・海外資料等の新たな資料の発掘やその紹介が進んできたことも注目されるところである。

## 2. 神仏分離と地域神社

明治維新期の神仏分離については、その意図や神仏分離と廃仏毀釈との関係をはじめとして、施策がとられる以前の習合形態など、これまでも多くの研究が進められ、『明治維新神仏分離史料』のような資料集の刊行もみている。また、自治体史(誌)においてもこの問題についてふれることがないと言ってよいほどに取り上げられている。ただし、その多くは神仏分離と廃寺の一覧掲出にとどまったり、特に神仏分離の激しかった神社の記述や神葬祭化との一連の流れにおいて平板的に述べられていることも多い。

これについての筆者の問題関心は、村落レベルでの神仏関係がどのような状況であり、その後の宗教状況にいかなる変化を及ぼしたのか、分離政策が村落神社においてどのような影響を与えたのかという点を、今日に至る状況も含めて実態的に捉えるところにある。

その一斑として、かつて明治初年における神社調書を資料として、社名・祭神・社人などの点において神仏分離がどのように行われ、それが近代以降の「神社」概念の形成とどのようにかかわったのかという問題について分析を試みたことがあるが(『明治初年の神社調査期における地域神社の様相―明治四年鳥羽藩『神社取調』の分析から』『神社本庁教学研究所紀要』第二号、平成九年三月)、こうした観点からの分析研究は、更に進める必要があることと考えている。その理由は、実際に地域神社の調査研究を進めていると、なお神仏関係が村落レベルでは「共存」の状況があり、それを神仏分離の未徹底とか、あるいは神仏関係が錯綜しており「習合」形態が残存していると簡単に片付けられないように思うからである。

神仏分離の様相は、個別の社寺ごとに異なっていようし、また地域の状況によりさまざまであろう。それゆえに、この問題を扱う上では、具体的に諸事例とりあげ分析を加え、それらを相互比較しながら、神仏関係論を展開することも必要なことではないかと考える。ただし、筆者のこれまでの地域神社を対象とした研究(『蘇るムラの神々』大明堂、平成四年)は、明治末期の神社整理と祭りの変容について焦点をあて地域共同体における神社の性格を考察することが主であり、その関係で明治初期の「神社」調査に目を向けるにとどまり、村落の社会生活における地域住民の神仏関係の意識、その受け止め方という点では十分な検討を加えてきておらず、その分析枠も確たるものを設定はしていないが、今後の作業としては、およそ次の三点に着目して行くことが必要であろうと考える。すなわちそれらは、

- 1、明治初年の「神仏分離」が地域神社、具体的にはムラ氏神と称されるような神社において、どのように影響が及んだのかを新政府からの指令に基づき作成された「神社調書」類から分析してみること。
- 2、これら神社における祭祀、祭りにどのような影響関係が及んでいるか。
- 3、「神仏分離」政策に関連して、神葬祭化の問題を関係づけて論じられるが、死に関わる問題としては、実際の村落生活においてはなお多くは「神社」と「寺院」、もしくは神職と僧侶の役割分担が続いており、この分担意識の意味することなどを通して、共同体のメンバーとして「生きること」と「死ぬこと」とは何か、さらに社会における生と死という問題を考える。

## 3. 三重県伊賀市(旧阿山郡阿山町)の社寺

実際に村落レベルでの調査研究に赴くと、興味深い場面に遭遇するこ



伊賀市阿山町中友田



玉瀧神社 (旧豊田神社)

とがある。例えば、ここで二枚の写真を提示し考えてみたい。一枚目は、伊賀市の中友田(旧軚田村)でみかけた様子である。集落内を通る道路に、三柱の社号・寺号標が建てられている。中央のそれには、「軚田神社」と刻まれ背後に石の鳥居があり、ここが神社の入口であることが明示されている。鳥居を潜りぬけると神社へ至る参道ということになる。一方、その左手に「真言宗豊山派 朝日山 宝光院」との寺号標が建てられ、鳥居の脇を進むと寺へ行けるようになっていく。ここでは寺と神社の参道は共有されている。さらに、右手に目をやると「浄土宗 久松山 清林寺」との寺号があり、そこには墓石と寺院の建物が見える。いま詳細にこれらの状況を述べることはできないが、宝光院と軚田神社は

隣接して本堂と本殿とが建ち並び、清林寺はそれらとははなれた位置にあることになり、三か所の入口があい並んで併存するという姿を示している。後者の寺院は村人の死とかかわりあう(葬祭)のであるが、三か所がどのような関係において村の生活に位置づけられ、その役割を果たしているのか、また神仏関係を探る上では興味深い現象を示しているようである。

二枚目の写真は、伊賀市玉瀧(旧玉瀧村)の様相である。ここでは玉瀧神社に隣接して真言宗豊山派の普賢院がある様相を示している。前述の中友田における軚田神社と宝光院と同様の配置関係である。玉瀧においてはもう一か寺あり、ここは臨済宗大徳寺派玉瀧寺と称し、村人の葬祭の場はここである。

ある一部分だけを切り取って示すのは誤解を招くかもしれないが、この両村に共通しているのは、神社が一か所、寺院が二か所あり、そのうち一か寺は葬祭を行う施設としての役割を担っているわけである。

玉瀧地域では、明治以降に葬儀の方式を神葬祭に変更した家もかなりあり、こうした問題を含めて、検討を進めていく必要があると考える。

#### 4. 三重県伊勢市における神仏分離

伊勢市は、近世日本最大の巡礼センターといわれる(西山克『道者と地下人』一九八二年、吉川弘文館)が、伊勢神宮の外宮と内宮を中心に発展してきた門前町である。「門前町」ではなく「鳥居前町」とも称されるが、いわゆる社家(累代神社への奉仕を家職とする)のみが居住空間を構成する町ではな



く、近世期は内部的にさまざまな宗教現象の存在していた宗教都市として捉えることが必要であろう。

外宮の鎮座する地域を「山田」といい、内宮の鎮座する地域を「宇治」と称し、この地での交易・物流活動を支えてきた「河崎」、さらには港としての機能を果たしてきた「神社（かみやしろ）」「大湊」を含めて捉える視点が必要であろう。現在は伊勢市と称されているが、これは昭和三〇年（一九五五）のことで、それまでは宇治山田市（明治三九年（一九〇六）市政施行）として知られてきており、その中核が山田と宇治の町であるが、両地域の面積や人口は山田が勝っている。

伊勢神宮における神仏関係は、祭儀面では隔離されることが基本であるが、祭祀組織を構成する神官層においては、思想をはじめ信仰レベル、日常生活場面においては深く関係するところがあった。朝熊山における神主の納経、また神宮では遷宮と称する定期的な社殿造替を伴う祭儀が行なわれるが、中断していた遷宮の復興に慶光院という尼僧の勧進活動が行なわれるなど神仏関係は単純に理解できないところがある。

また、伊勢神宮の禰宜・権官層で独自に宗門改めがなされるようになったのは、寛永二十年（一六四三）三月のことで（石巻良夫「伊勢神宮の宗門改」『芸文』九年九号、大正七年九月、京都文学会〈京都帝国大学文科大学内〉）、それ以降は神官の葬送儀礼における仏者の関わりや仏教的要素が除かれるという方向が認められる。

明治元年にはじまる神仏分離政策が、宗教都市「宇治・山田」にどのような影響を与えたかについては、廃寺や神葬祭化の問題があるとともに、歴史上初めてとされる明治天皇の伊勢神宮参拝などの関わりがある。これについては、『宇治山田市史 下巻』『明治維新神仏分離史料』に依拠しながら研究が進められてきた。圭室文雄『神仏分離』（教育社・歴史新書、一九七七年）においても取扱われているが、近年は『三重県史 資料編 近代4 社会・文化』（平成三年）で三重県庁所蔵（三重

県史編さん室保管）の関連資料の翻刻がなされるなど、さらに実態に迫った研究が必要となってきた。

伊勢では、僧侶の還俗・復飾は「復正」と称されていた。市中の各町、近隣の村落が神葬祭への改式を積極的に願ひ出るのは明治元年九月頃（翌年二月で、これに伴う僧侶の復正が相当数行なわれたことは諸資料で明らかである。二八七か寺あった寺院が九十一か寺となり、最大数の浄土宗は一〇七か寺が三十一か寺、つづく臨済宗は八十八か寺から十九か寺、真言宗が三十九か寺から二十か寺、曹洞宗は四十一か寺より十か寺へ減じている（『明治維新神仏分離史料』第三巻所収『明治二年寺院調子帳』）。天台宗・浄土真宗の場合は寺院数も少なく、廃寺の影響は見られないが、こうしたことから導き出される問題は、何故これほどまでに寺院（特に山田であるが）が多く存在していたのかということ、そしてそれら寺院の機能はいかなるものであったのかという課題である。

そのためには、伊勢という宗教都市の構造をはじめ、内部の社会関係をはじめ、各寺院の様相変化など綿密な検証が必要であり、ここに神仏分離から照射される課題が浮かびあがってくる場所である。筆者の当面の作業は、従前知られている資（史）料だけではなく、若干着手を始めているが、神仏分離時代の資料発掘を行なうとともに、それらを参考に寺院の変動を明確化し、そこよりさらに具体的な神仏分離の実態について、市内の神社における歴史的な関係とも関連付けながら迫ることであると考える。

## 5. 神仏関係に関する研究

維新期の神仏関係を論じた研究のうち、とくに重要と思われる二つの論考に即して若干のコメントを付すこととする。取り上げた論考は以下のものである。

①西垣晴次氏

「国家神道と地域社会」(『講座・日本の民俗宗教1神道民俗学』昭和五四年九月)

②阪本是丸氏

a「神仏分離研究の課題と展望」(『神社本庁教学研究紀要』10号・平成一七年三月)

b「神仏分離・廃仏毀釈の背景について」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊41号・平成一七年六月)

最初に、西垣氏論考のなかより六項目において要点を摘記して行く、次のようである。

1. 明治以降の神社政策についての研究特色(三六〇―三六一頁)

ここでは、「神社政策」という点での研究を戦前と戦後に分けて概括して、次のようにまとめられている。

①戦前 ↓ 史実の発掘、史料が「中央のもの」

②戦後 ↓ (1)「国家神道についての概観」

(2)国家Ⅱ公の論理の上Ⅱ中央より下・地方への視点の逆転方向及び両者の統一把握

これに関して、藤谷俊雄が指摘した「民衆の中にある国家神道を成立させる条件」への照射の必要性が指摘されている。確かに②(2)という双方向からの理解へと進んできていることは重要なことであるが、一方で「下・地方」の多様性をどのように把握して行くかは質量的に膨大な作業となることが予期され、共同研究などの必要がある。

2. 問題提起(三六一頁)

西垣論文では、「民衆の内にある国家神道を許容し成立させる条件」を明らかにする上で、次のような問いかけをしている。

①民衆や村落にとって国家神道はどのようなものであったか？

②従来からの民俗信仰はどのように国家神道と関係するのか、あるいは無関係なのか？

③国家神道は民衆あるいは村落の伝統的な宗教のどのような面を基盤にしていたのか？

この問いかけは、「国家神道」の内実を国家制度の問題として議論が展開される方向とは違った見方を提示するものであるが、同時に研究者自身が「国家神道」の概念を仮定しつつ「民俗信仰」や「村落の伝統宗教」との関係において研究を進めることとなり、維新政府がその当初より「国家神道」を明確に意識してその体系化を行っていたのか、あるいはそれが時期的に下るところにおいて捉えるのかにより、変動期の宗教現象を把握する上で異なりを見せるであろう。こうした点は、当時の資料に基づきながら事実関係を多方面に検討しておくことが必要となる。

3. 神仏分離について(三六二頁)

神仏分離に関しては、まずこの施策により、①江戸時代における仏教の国教的地位の衰退をもたらしたものであり、②この場合の「国教的地位」とは、葬儀・宗門改・僧侶寺院の経済上の特権をさし、それが否定されるという社会経済的な観点からの検討に注目している。また、③分離政策は、神社祭儀まで介入・変化させることまでは意図をしなかったと述べられている。

この③の指摘は地域神社について見ていく場合に重要なところであると考えられるが、「介入・変化」はさせなくても、神仏を分離するということとは、逆に言えば、「神」を明確にすることもあり、ここでは仏との直接的なかわりはなくなったとしても、新たな「神」としての神社祭儀(さまざまなレベルで)を生み出すことはなかったのかなどは検

討の余地がある。

4. 国家神道形成と地域神社について(三六四頁)

西垣論文では「国家神道形成期(明治初)は、国家神道が上から強制されたという事実を語るもので、民衆の生活に密着した村落の神社について根本的な変遷を迫るものではない」との重要な指摘がなされている。ここでいわれる「根本的な変遷」とはどのような事柄であるのかを、神社については、今後多くの事例研究の積み重ねが必要であろう。

5. 分析史料について

研究材料として西垣論文では『田中千弥日記』(武蔵国秩父郡下吉田村)という在地の有識者の日記を取り上げられている。その点で、こうした史料の活用は今後においても注目されるであろうし、他地域におけるこうした情報の集約も研究上必要なことといえよう。

6. 「生活に密着した神社」の意味内容(三五九頁)

西垣氏は結論的に、当初は「地域住民の生活に密着した郷社、村社などは国家神道の体系のうちに位置づけられていなかった」もので、それが「大正初年に至って郷社、村社まで国家神道の体系に組み込まれた」と述べている。この指摘は重要な点であると考えられるが、ここでの「密着」を知る要素をどのような内容レベルあるいは枠組みのものとして提示できるか、またその枠組みを他事例に及ぼして、総括できるかは今後の課題となろう。

次に、阪本論文について若干ふれておきたい。二つの論文では、これまでの神仏分離研究を総括するとともに、この政策を「法難」として捉

えることに多くの疑問を投げかけている。ここでは阪本論文 a より、その問いかけや視点として注目される内容について数箇所摘記しておきたい。

① 何故に明治維新に際して、「神仏判然」が全国的規模で、しかも形態的・内実的にも区々な次元においてそれらは遂行されたのか(五頁)。

② 明治維新の神仏分離にしても、あるいは平安時代の「神仏隔離」にしても、それらは単なる「思想」ではなく、現に実施された「政策」である以上、その「政策」を実施した主体及びその思想的・政治的基盤・背景は何か、を追求することが重要であり(七頁)、また社会経済史的背景・基盤、「実施」する人的基盤への着目が必要である(八頁)。

③ 「近世的宗教世界」そのものの中に、全国的な「神仏分離」や「廃仏毀釈」を可能にする萌芽が存在した(八頁)。

④ 神仏分離・廃仏毀釈には多様な形態があること、それはとりもなおさず神仏分離・廃仏毀釈の前提たる「神仏習合」にも多様な形態があったからではないか(九頁)。

⑤ 日本の神々(神祇)が存在せずとも仏教は世界的な普遍宗教として存在しえるが、「神仏習合」は神祇を抜きにしては出現も、存在もしえなかったのでは、という当たり前の疑問の重要性を再検討する(一〇頁)。

⑥ 普遍信仰(仏教)と基層信仰(神祇信仰)が開かれた形態で習合していたからこそ、明治維新政府は神仏分離を遂行しえた(一一頁)。

⑦ 近世における日本人―殊に別当・社僧・修験者らの宗教者―の宗教的心意と様々な利害関係における行動形態に、もっと留意すべきである(一五頁)。

ここで述べられている諸点について、いくつか具体例を掲げながら説明されているが、この阪本論文の投げかけてくるものとして、次のような事柄がある。

①まず、神仏分離が、近世から近代への劇的転換という「表層面」での論議では捉えられない現象であるということの認識。

②近世までの神仏習合関係の多様なあり方をさらに歴史的に検証する重要性とともに、一方では「神仏習合」の統一的理解の可能性はないのかどうかの議論の必要性。

③神仏分離の多様なあり方の検証をどのように進めるかの課題。

④基層信仰（神祇信仰）と近代の「神道」の持続と変容の問題へのアプローチ。

特に④については、基層信仰としての神祇信仰が歴史のなかで諸宗教との関係において変化するところではなかったのかどうか。それは信仰の構造的な問題であるとともに、さまざまな信仰形態を持つあるいは受け入れることにより機能を果たすところはなかったのかどうか。これらを神仏分離という画期をへた近代の「神道」という場面のなかで、今日における地域神社の存在状況も視野に入れつつどこまで迫れるか、多くの課題をかかえているようである。

### おわりに

地域社会における神仏関係については、個別民俗事象だけではなく、各時代における全体社会の影響も考慮すべき課題である。近代における神仏分離の問題と連動する実態に迫るためには、分離施策がとられる前の様相の解明、施策展開の過程、その後の状況などについてみて行く必要があるが、そのためには、これ迄明らかにされた記録、資料だけではなく、新たな材料の発掘が必要であることを強く感じる次第である。

（皇學館大学社会福祉学部、国立歴史民俗博物館共同研究員）  
（二〇〇八年六月一七日受理、二〇〇八年七月二九日審査終了）